

千葉県立松戸高等学校 「いじめ防止委員会」

1 組織 国が定めた「いじめ防止対策推進法」の第22条に規定された「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、本校内に「いじめ防止委員会」を設置する。組織の構成は次のとおりとする。

2 基本構成員

「いじめ防止委員会」の基本構成員を次のとおりとする。更に日常的業務や緊急会議の構成は以下のように拡大するものとする。

校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭または保健主事

(1) 日常的業務における協議

教頭、生徒指導主事、生徒指導部担当教員、各学年担当教員、教育相談委員会から1名

(2) いじめの疑いに係る事案発生時の緊急会議

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部担当教員、養護教諭または保健主事、関係学年主任、担任、関係学年職員

その他必要に応じて、各学年の教育相談委員会担当教員、スクールカウンセラー、部活動顧問等

3 役割

(1) 校内の学校いじめ防止基本方針の策定、または年度ごとの総括に基づき見直しを行う。策定にあたっては、教職員、生徒代表、保護者代表の意見も踏まえながら行う。

(2) 校内のいじめ防止に関する保護者向け啓発活動や、生徒向け研修を企画依頼する。

(3) 教職員の不適切な言動や体罰がいじめを助長する事を意識し、教職員向け研修や不祥事防止研修を企画する。

(4) 校内のいじめ・暴力・盗難・インターネットトラブル等の被害調査を生徒指導部と共に、被害生徒に圧力がかからないように留意し、学期に1回ずつ行い、状況を把握し対応する。

(5) 必要に応じて外部機関との連携も速やかに検討する。

(6) 本校のいじめ防止基本方針をホームページで公表する。